

2 章

基本政策 2

「生涯健やかで地域で支え合う “健康と地域福祉づくり”」

基本施策 2-1 地域福祉の推進	34
基本施策 2-2 生涯にわたる健康づくりの推進	38
基本施策 2-3 高齢者福祉の推進	42
基本施策 2-4 障がい者福祉等の推進	46
基本施策 2-5 社会保障の充実	50



基本施策 2-1

地域福祉の推進

▶ 施策のめざす方向

互いに認め合い・支え合う地域づくりに向け、住民の福祉意識の醸成や住民をはじめ多様な担い手が地域福祉へ参加する仕組みづくりを進めるとともに、ボランティア活動や福祉関係団体の活動を支援します。また、支援を必要とする人が適切な相談支援が受けられるよう、包括的な相談支援の充実を図るとともに、尊厳のある暮らしのため権利擁護や自立支援に取り組みます。住民の社会参加の促進と安心安全な暮らしに向け、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設・設備の整備や地域と連携した防犯・防災対策の充実を図ります。

▶ 現状と課題

全国的にも、少子高齢化や単身世帯の増加、価値観の多様化、プライバシーの意識の高まりが進む中、かつてのつながりが希薄化し、社会的孤立が懸念されるとともに、近年では、8050問題^{*1}、ダブルケア^{*2}、ヤングケアラー、引きこもり、生活困窮者の増加等、複合化した課題への対応が求められています。

宜野座村では、令和3年3月に策定した「第3次宜野座村地域福祉計画」のもと、互いに支え合う地域福祉を推進しています。一方で、全国的な状況と同様に、地域住民の課題は複雑・多様化し、これまでの制度だけでは対応が難しい場合もみられることから、地域住民等が地域の課題を我が事として捉え、あらゆる力が分野を超えて丸ごとつながり、一体となって課題に取り組む地域づくりがますます重要になっています。

地域の複合的な課題に対応するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、保健推進員、自治会、地域住民、学校、福祉施設及び関係機関等とのネットワークづくりに努めてきました。高齢者を支える地域包括ケアシステム構築の一環として、多くの関係機関・関係者が集まり、地域の福祉課題の共有や支援のあり方を検討する第1層協議体を設置しました。現在、高齢者に限らず、支援を必要とする人を対象としており、今後とも、協議体の活性化を図るとともに、より身近な地域での第2層協議体の設置の拡充、漢那区の住民主体による「ささえあい隊」のような見守りがある地域づくりをさらに進める必要があります。生活支援コーディネーター^{*3}を配置しており、地域の実情や生活課題等の把握、協議体の推進に努めています。

宜野座村社会福祉協議会において、村内の小学校における福祉教育（福祉体験学習）の実践、ボランティアの育成・支援・コーディネート等が進められ、令和2年度の社会福祉協議会へのボランティア登録数は村内団体（青年団等）、保育所、小中高校や個人など合わせて544人となっています。さらに、社会福祉への理解と関心を深め、地域におけるボランティア活動や社会貢献を促進するため、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校に対し、赤い羽根共同募金運動で集まった募金を活用した「ボランティア活動協力校助成金」を交付しています。今後とも子どもから高齢者まで、住民がボランティア活動や地域福祉活動に参画しやすい環境の充実が求められています。

また、地域で安心して暮らし続けるためには、困りごとや不安等を気軽に相談することができ、必要な支援が受けられることが大切です。そのため、相談することの大切さや社会福祉士を中心とした各種相談窓口等の周知が必要です。

地域住民の多様な相談や生活課題に対応する相談担当者のさらなる専門技能の向上とともに、医療・保健・福祉等の分野を超え、柔軟に対応できる包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。引き続き、福祉サービスの質の向上を促進する必要があります。

認知症や障がい等で判断能力が十分ではない人が、その人らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護制度の周知や利用促進が求められているとともに、虐待やDV^{※4}に関して、未然防止、早期発見及び適切な支援が必要となっています。

高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、誰もが快適に利用しやすい施設の整備、バリアフリー^{※5}化に努めるとともに、万一のために平時から防犯・防災対策に取り組む必要があります。

本村では地域福祉センターをはじめ、ミニデイサービス等に取り組んでいる各区公民館が地域福祉活動や交流の拠点となっており、身近で活用しやすい拠点づくりが求められています。

平成 28 年 4 月、自殺対策基本法が改正され、都道府県・市区町村に対し、自殺対策計画の策定が義務付けられました。平成 29 年 7 月に閣議決定された「自殺総合対策推進大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を踏まえて、本村においても「自殺対策計画」を令和 3 年に策定し、計画の周知と未然防止対策等をより一層進めて行く必要があります。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を達成しよう	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
									

▶ 施策展開

(1) 福祉意識の醸成と支え合う地域づくり

- ①住民が地域社会の一員であることを自覚し、地域の福祉活動等に主体的に関わるために、声かけや地域の活動への参加促進、イベント等の開催を通して地域交流の機会を創出します。
- ②地域における支え合いの支援体制づくりに向け、生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、地域住民、学校、福祉施設及び関係機関、保健推進員等との連携を強化するとともに、第1層協議体、第2層協議体の活動を推進していきます。
- ③漢那区の「ささえあい隊」のような住民主体の活動が村内に広がるよう活動を支援し、生活支援コーディネーターを中心に、要支援者に対する支援について、これまでの公的なサービスで対応できない場合は必要に応じて住民福祉活動を含む新たなサービスの開発に取り組みます。
- ④今後、要支援者の発見ネットワークの充実や支援に関する総合的な調整等を行う専任可能な福祉活動コーディネーター(仮称)の配置・役割の検討を行います。
- ⑤社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、ボランティア・福祉関係団体等の活動を支援し、シニアボランティア等を含め、多様な担い手の確保と活動の場の拡充を進めます。
- ⑥村民の福祉に対する意識を醸成するため、社会福祉協議会と連携し、福祉教育や学習機会の提供、福祉に関するイベント、広報・啓発活動等の充実に取り組みます。

(2) 包括的な相談支援と福祉サービスを利用しやすい環境づくり

- ①支援を必要としている人が気軽に相談でき、適切なサービスを利用者自らが選択し安心して利用できるよう、相談窓口や相談することの大切さについて周知を行います。
- ②適切な相談支援のため、相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図るなど、相談窓口の機能強化を進めます。個別の窓口では対応の難しい複合的な地域課題については、地域の関係団体や保健・医療・福祉・教育等の専門機関と連携した包括的な支援を行います。
- ③福祉サービス提供事業所、社会福祉協議会、第三者委員会等との連携のもと、適切な評価を行いながら質の高い福祉サービスの確保に努めます。

(3) 自立に向けた支援の充実

- ①認知症や障がい等で判断能力が十分ではない人の権利が侵害されることなく、安心して暮らせるよう、権利擁護のための制度の周知と制度利用のための支援を行います。
- ②住民、地域、事業所等に対し、「障害者差別解消法」や「沖縄県共生社会条例」の趣旨、障がい者への差別解消のための「合理的配慮」について理解浸透を図ります。
- ③あらゆる虐待及びDV^{※4}の防止と早期発見及び適切な支援につなげられる取り組みを強化します。

(4) ユニバーサルデザインの推進と防犯・防災対策の強化

- ①ユニバーサルデザインやバリアフリー^{※5}等の推進により、誰もが安心して外出し、快適に利用できる道路や公園等の公共施設等の環境整備を進めます。
- ②万一のときにご近所同士の支え合い活動が円滑に行われるよう、日頃からあいさつや声かけなどの地域交流や要援護者も参加する避難訓練等の取り組みを支援します。
- ③犯罪や交通事故の発生を減少させ、誰もが安心して暮らせるようにするため、防犯体制や交通安全体制の充実に取り組みます。

(5) 生きることの包括的な支援の推進

- ①医療機関との連携により、こころの悩みに対する相談支援やこころの健康づくりなどに対する正しい知識の普及を行うとともに、自殺につながるリスクの早期発見や支援ネットワークの強化を図ります。
- ②ゲートキーパー等の養成を推進し、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域の関係機関や専門家と連携し支援が行える人材育成を進めます。

※1：8050問題は80代の親が50代の子どもの生活を支えているという問題。

※2：ダブルケアは育児と介護が同時期に発生する状態のこと。近年の晩婚化・出産年齢の高齢化や少子高齢化とも関連する。

※3：生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート業務を行う者を指す。

※4：DVは、ドメスティックバイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人などの親密な関係にあるパートナー間で振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力がある。

※5：バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、様々な人たちが利用しやすいよう、都市や生活環境などをデザインする考え方を言う。その領域は、施設のほか、製品や街づくり、サービス、システムなどハード、ソフト両面にわたっている。（例として、シャンプーとリンスの区別がつくよう、シャンプーの容器に突起がついている。）

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
近所づきあいが減っていると感じている人の割合	46.5%	38.6%	第3次宜野座村地域福祉計画アンケート調査結果より。第2次宜野座村地域福祉計画策定時の結果を目指す。
気軽な交流の場(サロン)	1箇所	6箇所	
住民福祉活動組織数	1組織	6組織	



ささえあい電球交換



「ささえあい隊」会議状況



ミニデイ：スワッグ作り



ゆんたく会

基本施策 2-2

生涯にわたる健康づくりの推進

▶ 施策のめざす方向

村民一人ひとりが健康的な生活習慣について考え、自ら健康づくりに取り組むことができるよう、各種健診や予防接種、ライフステージに応じた健康教育、相談等の保健サービスの一層の充実と健康に関する意識づくりに取り組みます。

▶ 現状と課題

宜野座村は、平成25年3月に策定した「健康ぎのぞ21プラン（第二次）」に基づき、生活習慣病予防に重点を置き取り組みを進めてきましたが、令和4年度で計画満了を迎えることから、効果検証等を行い、第三次計画を策定する必要があります。

肥満をはじめとする生活習慣病の増加が全国的な問題となっており、本村においても重要課題となっています。糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化による脳血管疾患や心疾患の医療費が県内でも高く、特に、透析を含む腎不全治療に医療費は全体の約20%を占めています。生活習慣病の発症予防、重症化予防に向け自分の健康状態を知ることが大切であることから、特定健康診査や基本健康診査、各種がん検診等の受診機会の拡充、クイック健診の導入を進めてきました。特定健康診査の受診率は毎年50～55%と県内市町村では高くなっていますが、国の目標値60%に達していません。特定健診等の受診の重要性の周知や健診結果説明・相談等での医療受診、生活習慣の改善等の保健・栄養指導の強化が必要となっています。健康相談ができる機会として「お気軽健康相談」を2か月に1回実施し、血圧や内臓脂肪、血管年齢の測定を行い、保健指導・栄養指導を行っています。

子どもの肥満の70%がそのまま成人肥満になるといわれており、将来の生活習慣病を予防するため、子どもの頃からの健康づくりが効果的であることから子ども健診事業を推進してきました。健診結果では、空腹時インスリンの高い児童生徒の割合が高く、間食や食事の内容等、個人に合わせた保健・栄養指導を行い、生活習慣の改善につなげることが必要となっています。

生活習慣病の重症化を予防するには、生活習慣の改善はもちろん、定期的な受診により治療を中断せず、疾病をコントロールしていくことが重要です。頻回に受診を必要とする透析患者が、村内や近隣地域で透析を受けることができないことが課題となっています。

健康や食育に関する情報については、村広報誌への掲載やチラシ配布、役場ロビーでの食育のパネル展示、「宜野座村健康ウォーク」、「各種運動教室」等を通して発信しています。「いきいきフェスティバル」では各種健康体験コーナーを設置し情報提供に努めていますが、より多くの村民に周知していくことが大切です。

予防接種事業については、定期予防接種に加え、インフルエンザ、おたふくかぜ等の任意の予防接種に対し助成事業を実施していますが、目標である95%の接種率を達成しておらず、接種率の向上が課題となっています。感染症に関する正しい知識の普及や情報提供等のさらなる充実が求められています。

村民の身近な地域での健康づくりが実践できるよう、医療機関・教育関連機関・各種団体・行政等で構成される健康づくり推進協議会等での健康づくりに関する各種事業の討議、地域主体の活動の活性化や環境づくりに努めています。

村内の海洋型健康増進施設と連携した村民の健康づくりに取り組んでおり、利用促進に努める必要があります。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	 3 すべての人に健康と福祉を	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナリシップで目標を達成しよう
----	---	--	---	---

▶ 施策展開

(1) 計画の見直し及び推進体制等の充実

- ①国や県の計画等を踏まえつつ、「健康ぎのぞ 21 プラン（第二次）」の効果検証を行いながら、より効果的な新たな計画を策定します。
- ②「健康ぎのぞ 21 プラン」に基づく具体施策を検討・展開するとともに、関係機関や団体等との連携による推進体制の充実を図ります。

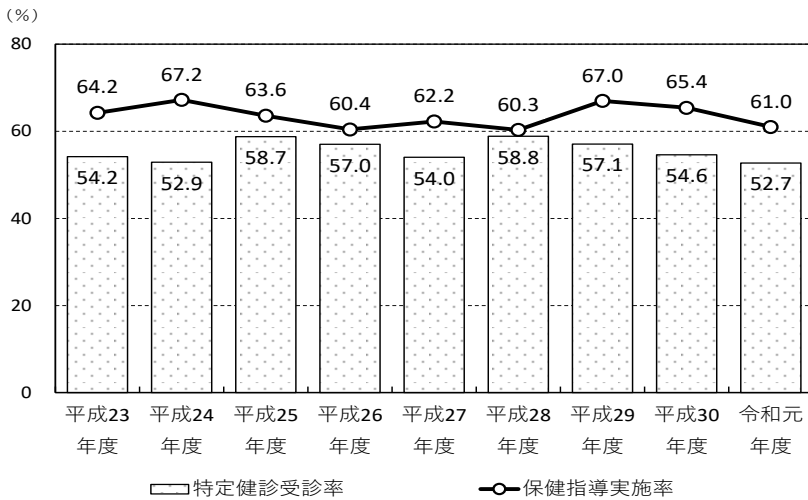
(2) 健康管理・増進の支援充実

- ①生活習慣病等の発症・重症化予防、疾病の早期発見のため、医療機関と連携し、各種健康診査（特定健康診査、がん検診等）を多くの方が受診しやすい環境づくりを進めるとともに、従来の受診勧奨に加え、AI を活用した未受診者対策（外部委託）に取り組みます。加えて、歯科検診の実施に向け検討を行います。
- ②健診結果に対する保健・栄養指導や健康不安に対する「お気軽健康相談」等の実施により、生活習慣の見直しを支援します。
- ③子どもの頃から規則正しい生活習慣を身につけ、将来にわたり健康が維持増進できるよう「宜野座村子ども健診事業」を行い、引き続き、学校や PTA 等と連携し、受診率向上に努めます。健診結果では、部活などで運動習慣はあるものの、LDL コレステロールや空腹時インスリンの高い児童生徒の割合が高いことから、間食や食事の内容等、個人に合わせた保健・栄養指導を行い、生活習慣の改善を図ります。
- ④本村透析患者の遠方への通院負担の軽減を図るため、村内における透析施設の導入を検討します。
- ⑤村民の健康への関心を高めてもらうため、健康や運動に関するイベントや教室等の参加を呼びかけます。
- ⑥保健事業や関係機関と連携し、健康や生きる力の源である食の大切さとともに、地元農産物等を PR するなど本村の特性を活かした食育を進めます。
- ⑦予防接種の接種率向上のため、接種に関する周知や啓発活動に取り組みます。また、感染症を予防するための手洗い等の習慣化を促進します。

(3) 健康づくりを支える環境づくり

- ① 村民が健康づくりに取り組む機会やきっかけを提供するため、宜野座村健康づくり推進協議会等で課題を協議し、各区が健康づくりを目的として実施する地域活動を支援します。
- ② 村内の各種施設及び学校施設等の多目的な活用促進による健康増進の場の充実に努めます。
- ③ 地域、学校、保育所、職場、保健・医療関係団体等、健康づくりに関連のある団体・機関の連携を強化し、地域主体の健康づくり活動を支援します。
- ④ 村内の海洋型健康増進施設と連携した水中運動に加え、ヨガ、サップヨガ、自重トレーニング、チェアエクササイズ等、様々なエクササイズを組み合わせた健康づくりの取り組みを推進します。

■ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移



資料：宜野座村健康福祉課



集団健診

▶ 指標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
特定健康診査受診率	52.7%	60.0%	国民健康保健加入者の40歳から74歳まで
特定保健指導実施率	61.0%	65.0%	国民健康保健加入者の40歳から74歳まで
メタボリックシンドローム該当者と予備群の割合	該当者32.4% 予備群16.9%	減少	国民健康保健加入者の40歳から74歳まで



健康フェスティバル



健康づくり



ぬちぐすい処



健康ウォーク



離乳食実習



乳児健診

基本施策 2-3

高齢者福祉の推進

▶ 施策のめざす方向

高齢者が出来る限り健康で要介護状態にならないよう、健康の維持増進や生活支援コーディネーターを中心に介護予防、通いの場づくりを進めるとともに、社会参加を促進します。

また、高齢者等の地域での暮らしを支えるため、地域包括支援センターを核として、地域における見守り、支え合い活動の活性化を促進するとともに、医療・介護・福祉・生活支援の多様な関係機関や団体との連携による包括的ケアを進めます。さらに、高齢者等の意向に即した、在宅福祉サービスや介護保険事業、権利擁護等、適切なサービスの提供に努めます。

▶ 現状と課題

宜野座村では令和3年3月に策定した第9期宜野座村高齢者保健福祉計画（くがにプラン2021）に基づき、各種取り組みを進めているところです。本村の65歳以上の人口は令和3年2月末現在1,460人で総人口の24%を占め、高齢化は着実に進行しています。平成29年以降は「高齢者のみ世帯」も増加傾向にあり、核家族化や介護者の高齢化等により家庭での介護力の低下が懸念される中、できる限り要介護状態にならないよう健康寿命の延伸に向けた対策が不可欠であり、地域における高齢者支援が重要となっています。

そのため、ライフステージに応じた生活習慣病予防をはじめ、老人運動会やグラウンドゴルフ大会の開催、老人クラブや高齢者の生きがいつくり活動への支援を行っています。人材サポートセンターでは、働きたいと考える高齢者に対し、求人等の情報を提供しています。今後とも、高齢者が生き生きと地域活動や生きがいつくり活動に参加し、それぞれの持つ技能や経験を生かした地域貢献等を行う機会の創出が求められます。

引き続き、介護予防（フレイル^{*1}予防含む）を必要とする高齢者の把握や介護が必要となる前から早期に介護予防に取り組むことの重要性について周知を行う必要があります。さらに、運動器・認知・口腔機能の向上や栄養改善のための介護予防の各種取り組みの充実が求められています。

加えて、交通手段の面で生きがいつくり活動や介護予防活動、買い物、通院などの移動が困難な高齢者への対応が必要となっています。

高齢者等の多様なニーズに対応する地域包括支援センターでは、地域ケア会議の開催を通して、関係機関での情報共有や解決に向けた支援を行っています。また、認知症を発症して介護が必要になってもできる限り地域で住み続けることができるよう、適切な介護保険サービスの利用につなげるとともに、住民相互の支え合い活動や地域づくりを含め、地域包括ケアの考え方に基づく本村の地域の状況に応じた取り組みが求められています。

さらに生活支援コーディネーターを中心に各区と連携を強化し、第2層協議体の立ち上げ等に向け、住民の主体的な取り組みの充実を促進する必要があります。

^{*1} フレイルは、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。いわゆる「虚弱」な状態。

関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナリシップで目標を達成しよう

施策展開

(1) 介護予防と重症化防止の推進

- ①高齢者が生活習慣病などにより要介護状態への移行を予防するため、特定健康診査や沖縄県後期高齢者医療広域連合との協力のもと後期高齢者健康診査を実施するとともに、健康診査に関する住民からの相談に対応し、必要な助言・指導を行います。
- ②介護予防や多様な生活支援のニーズに対応するため、民生委員や各関係機関と連携をとり、地域の虚弱高齢者等の把握に努めます。
- ③高齢者が心身とも健やかに暮らせるよう、専門職と連携した口腔ケアや運動機能を向上するための予防プログラムをぬちぐすい処や60代からの健康づくり教室（介護予防通所事業）で実施するとともに、健康や介護の相談に対応し、疾病の早期発見、早期治療につなげていきます。様々な機会を通してフレイル予防、介護予防に必要な知識の普及に取り組みます。
- ④高齢者の閉じこもりを防止するため、見守り活動支援事業で実態を把握し、必要な介護予防や支援につなげていきます。
- ⑤生活支援コーディネーターを中心に、地域と連携しながら、住民主体の高齢者の居場所づくりなどに取り組むことができるよう支援します。
- ⑥要支援認定者や何らかの生活機能の低下がみられる高齢者について、状態を悪化させないようケアマネジメントを行い、必要に応じて介護予防としての訪問型・通所型サービスの提供を行います。

(2) 生きがいつくりの支援

- ①高齢者の生きがいつくりを支えるため、高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ活動等の活性化に向けた支援や高齢者の地域活動への参加を促進します。
- ②学習拠点である中央公民館をはじめとする社会教育施設等において、引き続き学習機会を創出します。引き続き運動・スポーツ大会の開催や運営に係る支援を行います。
- ③宜野座村人材サポートセンターによる派遣事業を活用し、これまで培ってきた経験・技能を發揮したいと考える高齢者の就労機会の確保に努めます。

(3) 地域包括ケアの充実

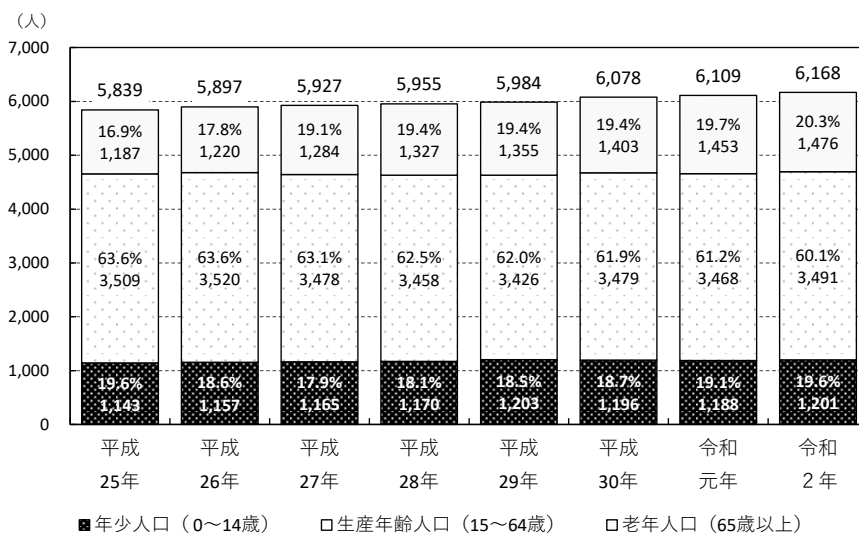
- ①高齢者の在宅生活や介護をする家族等を支援するため、地域包括支援センターを中心として、医療・介護（介護予防）・福祉、生活支援等の関係機関や団体、地域との連携を強化し、包括的な支援が行えるよう連携を強化します。
- ②地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターについて、その機能の向上に努めます。
- ③個別及び地域の課題発見、課題解決に資する取り組みの検討に至るまで適切な対応ができるよう、地域包括支援センターの保健師を中心として関係機関の参画による地域ケア会議の充実に努めます。

- ④生活支援コーディネーターは各区や社会福祉協議会等と連携をとり、既存の活動を活用しながら要支援者や家族の見守りや生活支援を進めます。また、必要に応じて新たな取り組みを構築するなど、支え合いの地域づくりに取り組みます。
- ⑤医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、在宅医療・介護の連携を推進します。
- ⑥認知症に対する理解や正しい情報が地域に浸透するよう、介護予防の取り組み等で情報発信や啓発活動を行うとともに、認知症高齢者等を支えるサポーターの育成を積極的に進めます。
- ⑦認知症を早期に発見し適切な医療や支援等へつなげられるよう、認知症初期集中支援チームの活用を充実を図るとともに、認知症地域支援推進員を中心に認知症カフェを各区で開催し、認知症の方とその家族の支援体制の強化を図ります。

(4) 安心な在宅生活の確保

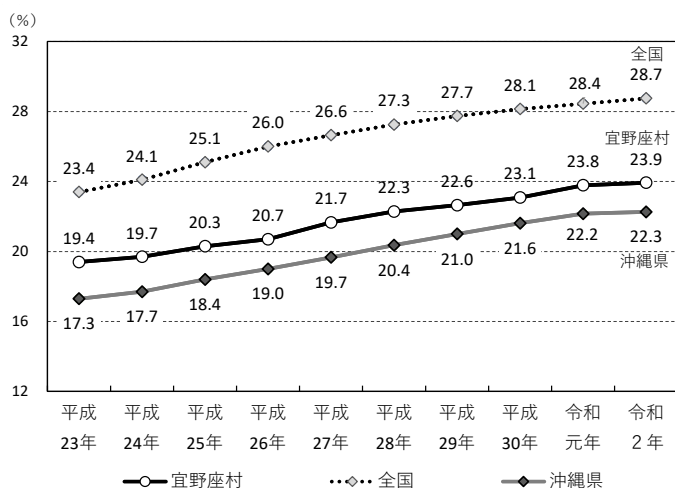
- ①在宅における自立や介護生活の充実を図るため、緊急通報システムや軽度生活援助事業、配食サービス等の在宅福祉サービスを推進します。
- ②閉じこもり防止のため、見守り活動支援事業等を通して見守り体制の強化に努めます。また、民生委員や各区長、地域の支援者と連携をとることで把握されていない要援護者の情報収集を行い、適切な支援につなげていきます。
- ③家族介護者への相談支援の充実に努めます。
- ④日々の暮らしの基盤となる「住まい」が生活しやすいものとなるよう、介護保険における住宅改修の利用を促進するとともに、バリアフリー化に向けた支援を行います。
- ⑤住まいの確保に向けて、高齢者向けの住宅等の情報を収集・提供を行います。

■宜野座村年齢3区分別人口の推移



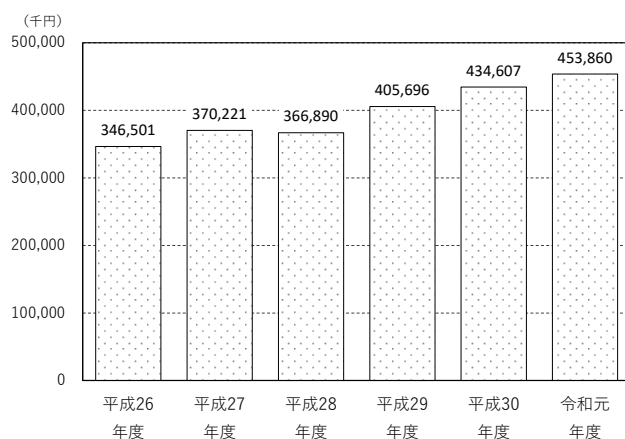
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）
 全国、沖縄県は総務省統計局「人口統計」

■宜野座村高齢化率の推移



資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
全国、沖縄県は総務省統計局「人口統計」

■宜野座村介護保険給付費の推移



資料:宜野座村健康福祉課

指標

	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
住民主体の通いの場	1	6	



老人クラブ運動会

基本施策 2-4

障がい者福祉等の推進

▶ 施策のめざす方向

障がい等の有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個人の尊厳が守られ、自分らしい生活が営めるよう、共生社会の実現を目指します。また、関係機関との連携のもと、障がい者(児)や家族のための相談体制の充実を図るとともに、障がい者(児)の自立や社会参加につながるサービスの提供とともに、雇用や就労、生きがいつくり支援の充実を図ります。

▶ 現状と課題

宜野座村では、障害者基本法に基づく「宜野座村障がい者計画」を策定し、関係機関と連携し障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく「宜野座村障がい福祉計画及び宜野座村障がい児福祉計画」を推進し、障がい者、障がい児の地域生活を支援するための障害福祉サービスの提供体制の確保に努めてきました。

障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう、これまで自立支援医療の給付等により医療に係る経係る負担の軽減とともに、就労継続支援や障害児通所支援、身体機能を補完する補装具の交付、地域生活支援事業での相談支援、日常生活用具の給付、移動支援等を関係機関とともに取り組んできました。さらに、相談員の配置(役場)や令和2年12月に村内に共同生活援助(グループホーム)が整備されるなど、支援が進んでいます。

今後とも、地域において安心して生活を営むため、個々の状態に応じたサービスの確保に努めるとともに、サービスのさらなる質の向上が求められています。適切なサービスの利用を促進し、自立生活を支援できるよう、関係機関が連携を図るため、自立支援協議会の充実や地域生活支援拠点等の整備に向けた取り組みが必要です。

さらに、ノーマライゼーション^{※1}や障害者差別解消法等の考え方の浸透をはじめ、障がいに対する理解を広めるための取り組みの充実が求められています。同時に、障がい者(児)等の社会参加の支援に努めます。就労については、宜野座村人材サポートセンター等を通して就労につながるケースもみられます。引き続き、宜野座村人材サポートセンターと連携しながら障がい者の雇用促進を進める必要があります。

そのほか、障がい者(児)の育成支援を図るため、平成13年度に障がい者家族会「ひるぎの会」を、平成26年度に障がい児親の会「ていんの会」を設立し、今後はその活動を充実させるために情報交換の場づくりや関係者の入会促進等を図る必要があります。

個々の状況に応じた相談や住まい等の情報提供の充実、地域による支え合いの充実、誰もが暮らしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

※1: ノーマライゼーションとは、障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(健全)な社会であるとの考え方。

▶ 関連する SDGs の目標

目標	3	5	8	10	11	16	17
	すべての人に健康と福祉を	ジェンダー平等を実現しよう	働きがいも経済成長も	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう

▶ 施策展開

(1) 個々のニーズに応じた支援の推進

- ①地域での自立生活を営むには、必要な情報が入手できることが大切であるため、しおりの作成配布とともに、情報の入手が困難な障がい者(児)等への情報発信や意思疎通支援の充実に取り組みます。
- ②相談支援体制の充実・強化を図るため、保健・医療・福祉の分野のみならず、相談員を中心に地域の関係機関等との連携強化を図りながら、村の相談窓口において、総合的・専門的な相談支援の実施に取り組みます。
- ③地域自立支援協議会において、必要に応じて地域の社会資源の開発、改善等に引き続き取り組みます。
- ④乳幼児から生涯にわたり障がいや疾病の早期発見、予防対策に取り組むことができるよう、健診等の保健事業、子育てに関する事業等との連携や活用に努めます。
- ⑤障がい児に対する早期の療育指導等を行い、障がい児や保護者の希望や障がいの程度に応じた教育・保育の充実を進めます。
- ⑥障がい福祉サービスについては、サービスの供給体制を整え、個々のニーズに応じた支援を行います。引き続き、日常生活用具の給付、移動支援等の地域生活支援事業や自立支援医療の給付を行います。地域移行、地域生活の支援実現のために、グループホームとしての運営を希望する事業所があれば、設置に向け必要な情報を提供します。

(2) 生活環境の充実

- ①福祉施設入所者のうち地域生活を希望する者が、地域に移行することができ安心して暮らし続けていけるよう、居住支援のための「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」等機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備を進めます。
- ②安心して地域で暮らせるよう、成年後見制度や権利擁護に関する制度の活用支援を行います。

(3) 障がい者(児)等の就労支援の充実と社会参加の促進

- ①障がい者の就労につながる「就労移行支援」、「就労継続支援(A型・B型)」等のサービス提供事業者と連携したサービスの利用促進を図ります。
- ②宜野座村人材サポートセンター等と連携し、障がい者の就労機会の創出について村内の事業所への理解・啓発活動を推進します。
- ③意思疎通を図ることに支障がある人の円滑なコミュニケーションの支援に努め、障がい者(児)が生涯学習活動や地域活動等あらゆる分野の活動に参加できるよう、社会参加をサポートするボランティア等の関係機関との連携を図ります。

- ④関係団体等の協力のもと、障がいのある人も参加できるスポーツ活動や文化活動、サークル等の情報提供を行うなど参加機会を創出します。
- ⑤障がい児親の会、障がい者の家族会等の活動の活性化に向けた支援を行い、様々な交流を促進します。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
地域活動支援センターの設置数	1箇所	1箇所	
グループホームの設置数	1箇所	2箇所	



就労支援センターはばたきによる商品販売



就労支援センターはばたき
レクリエーション グラウンドゴルフ



就労支援センターはばたき
作業風景



就労支援センターはばたき
門松作り



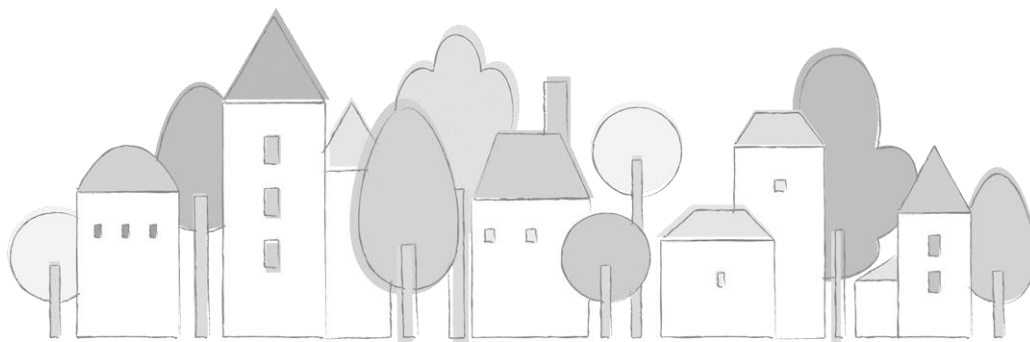
沖縄県身体障害者スポーツ大会



沖縄県身体障害者ボッチャ教室
北部地区



北部地区障がい者家族会
レクリエーション大会



基本施策 2-5

社会保障の充実

▶ 施策のめざす方向

生活に困窮している世帯等を把握し、地域など関係団体との連携のもと、それぞれの世帯に応じた自立支援を進めます。また、誰もが健康で安定した生活が営めるよう、国民年金、国民健康保険等の社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

▶ 現状と課題

＜生活保護、生活困窮者への対応＞

全国や沖縄県の生活保護世帯数の状況を見ると、生活保護を受けている被保護世帯及び被保護人員は増加傾向にあります。本村においても増加しており、これらの世帯については今後とも県のケースワーカーとの連携により、生活の安定を図るため自立に向けた各種支援を推進していくことが求められます。また、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある低所得者世帯も増加がみられ、その中でもひとり親世帯の増加が近年顕著となっています。経済的な問題だけでなく、精神面、教育、就労等、世帯に応じた支援が求められています。

＜国民年金制度＞

国民年金制度は安定した老後の生活を保障する制度ですが、近年、高齢化に伴い年金受給者が増える一方で、年金に対する国民の不信感も増大しつつあることが課題となっています。このような中、年金の資格取得・喪失の手続きの促進はもちろんのこと、将来の無年金者をつくらないために免除申請や後納・追納制度等の周知を図ることが重要となっています。

＜国民健康保険制度＞

国民健康保険では、平成27年に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国保制度を持続可能なものとしていくため、特定健診や保健指導等、医療費の適正化に取り組んできました。現在、医療費は平成29年をピークに減少傾向にありますが、県平均を上回る状況にあり、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化による脳血管疾患や心疾患、腎不全等の医療費抑制が課題となっています。引き続き、被保険者の生活習慣病の意識を高め、医療費の適正化を促進する必要があります。

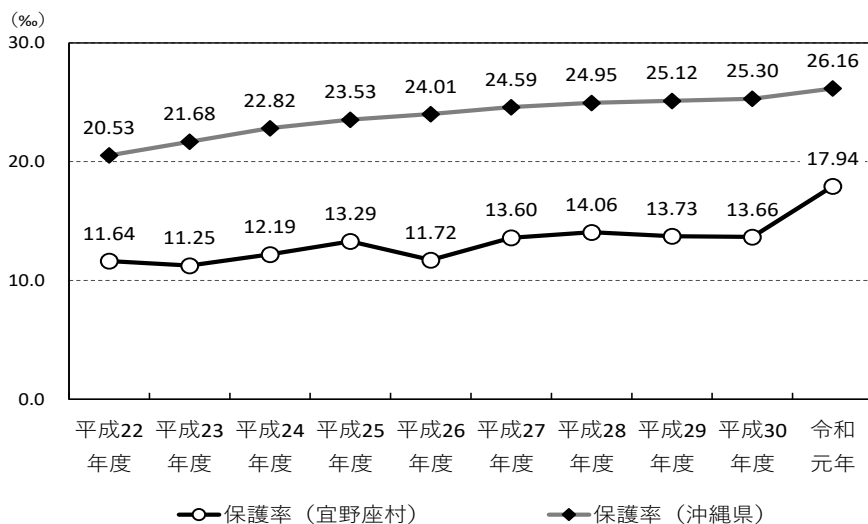
＜介護保険制度＞

高齢者の増加に伴い、介護保険制度における介護給付費が平成29年度より増加しています。加齢や病気、けが等によって介護が必要となった高齢者等を支える重要な制度であることから、沖縄県介護保険連合との連携のもと、制度のさらなる理解と適切なサービス利用を促進していく必要があります。

＜後期高齢者医療制度＞

後期高齢者医療制度は、医療費の給付が伸びていることから、国民健康保険と同じく健康診査等を実施し、健康の維持や疾病の重症化予防に努め、医療費の抑制を図る必要があります。また、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知に努める必要があります。

■保護率の推移



資料：沖縄県中部福祉保健所(各年3月末現在)

■宜野座村における国民年金1号被保険者数と免除対象者数

上段:人、下段:%

	1号被保険者数 (現年度納付率)	免除 総数	納付 猶予	法定 免除者数	全額 免除	3/4 免除	半額 免除	1/4 免除	学特 免除者数
平成28年度	926 49.4	495 53.5	35 3.8	67 7.2	287 31.0	26 2.8	8 0.9	9 1.0	63 6.8
平成29年度	877 47.8	475 54.2	39 4.4	69 7.9	246 28.1	24 2.7	10 1.1	7 0.8	80 9.1
平成30年度	846 49.3	439 51.9	39 4.6	65 7.7	218 25.8	28 3.3	11 1.3	9 1.1	69 8.2
令和元年度	839 56.0	489 58.3	36 4.3	67 8.0	242 28.8	37 4.4	19 2.3	15 1.8	73 8.7

※割合(%)は、四捨五入して算出しているため、合計があわない場合がある。

資料：宜野座村健康福祉課

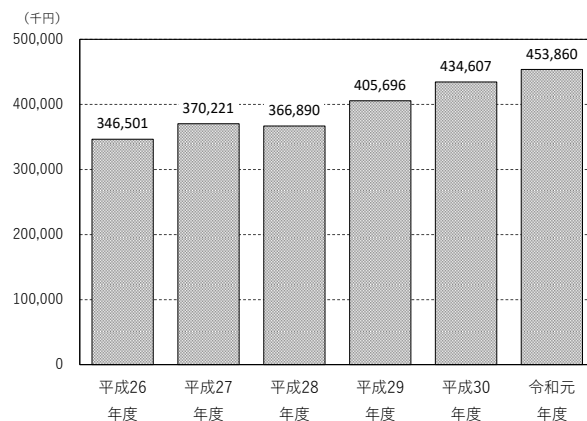
■国民健康保険加入状況及び医療費の推移

単位：世帯、人、%、円

	村全体		国保加入者		加入率		医療費
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯数	人口	
平成22年度	2,107	5,647	1,070	2,192	50.8%	38.8%	495,041,445
平成23年度	2,170	5,754	1,103	2,222	50.8%	38.6%	544,510,545
平成24年度	2,232	5,823	1,088	2,165	48.7%	37.2%	544,619,021
平成25年度	2,270	5,871	1,106	2,198	48.7%	37.4%	561,952,266
平成26年度	2,279	5,888	1,107	2,167	48.6%	36.8%	623,126,343
平成27年度	2,301	5,882	1,053	2,030	45.8%	34.5%	516,346,358
平成28年度	2,358	5,973	1,035	1,929	43.9%	32.3%	555,184,456
平成29年度	2,447	6,047	1,019	1,853	41.6%	30.6%	625,998,095
平成30年度	2,492	6,074	1,030	1,850	41.3%	30.5%	602,540,658
令和元年度	2,579	6,133	1,017	1,812	39.4%	29.5%	551,058,624

資料：宜野座村健康福祉課

■宜野座村介護保険給付費の推移



資料：宜野座村健康福祉課

▶ 関連する SDGs の目標

目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	8 働きがいも経済成長も	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナースHIPで目標を達成しよう
							

▶ 施策展開

(1) 生活保護、生活困窮者への対応充実

- ① 援護を必要とする世帯の実態やニーズを把握し、自立のために必要な個々のニーズに対応した助言や支援を行う体制の強化を図り、生活保護事業の適正な実施に努めます。
- ② 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、関係機関との連携による支援体制を強化します。また、社会福祉協議会で実施している資金貸付制度等の周知と効果的な活用促進を図ります。
- ③ 沖縄県就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部等の相談窓口を周知し、専門の支援員による就労支援等、包括的な支援につなげます。
- ④ 宜野座村人材サポートセンターへつなぐなど、雇用機会の創出に努めます。

(2) 国民年金制度の周知

- ① すべての村民の安定した老後生活が保障されるよう、国民年金制度の周知や相談窓口の充実を図り、年金制度への加入を促進します。
- ② 国民年金保険料の納付が困難な場合の保険料免除等、納付に関する情報の提供を図ります。

(3) 国民健康保険制度への加入促進

- ① 国民健康保険制度に関する村民の理解を促進し、医療機関の受診の適正化を促進するための広報活動を行います。
- ② 健診・医療情報を活用したデータヘルス計画^{*1}に基づき、「肥満」を背景とした糖尿病等の生活習慣病予防に重点を置き、その重症化を防止するために効果的な保健事業を実施し、村民の健康の維持増進に取り組み、医療費・介護費の適正化を図ります。
- ③ 納税や加入に関する周知や納付困難者に対する相談支援に取り組み、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(4) 介護保険制度の周知

- ① 介護サービスを必要としている方が適正なサービスにつながるよう、介護保険制度をはじめ、介護サービス利用に係る手続等に関する情報提供の強化と相談の充実に努めます。

(5) 後期高齢者医療制度の周知

- ① 沖縄県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度の一層の周知や各種届出の受付等の相談対応の充実に努めます。
- ② 被保険者との連絡を密にし、電話勧奨・戸別訪問・収納相談を行うほか、異動時における収納状態の再確認にも重点を置いて収納率向上に努めます。
- ③ 平均寿命の低下や生活の質の低下、医療費・介護費の増大が最重要課題であることから、令和3年度より高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施における事業を行います。個別支援（ハイリスクアプローチ）や集団支援（ポピュレーションアプローチ）を行いながら、高齢者の重症化予防、介護予防等を行い、健康寿命の延伸及び後期高齢者の医療費・介護費の適正化を図ります。

^{*}1：データヘルス計画とは、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画のこと。

▶ 指 標

指標名	現状値	目標指標 (令和7年度)	備考
国民健康保険徴収率	96.82%	96.82%以上	保険税率の引き上げを検討しており、現状値と同等を目指す。



保健指導（食事）

